

一般名処方管理加算

政府は医療費を抑えるためにジェネリック医薬品の利用を押し進めています。

ただ、先発品およびジェネリック医薬品共に供給が不安定な状況が続いております。

そのため、ジェネリック医薬品があるお薬については商品名ではなく一般名（有効成分の名称）での処方（処方箋）とさせていただき、薬局で供給状況などを考慮して医薬商品名を決めていただくこととなります。



彩り在宅クリニック